

東海市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

平成28年9月改訂

東海市通学路安全推進会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小中学校の通学路において教育委員会、学校、警察、道路管理者等（以下、関係機関）が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成27年度に関係機関の連携体制を構築し、この度、「東海市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるように継続的に通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「東海市通学路安全推進会」を設置しました。

- | | |
|--------------|------------------|
| ○東海市教育委員会 | ○東海市都市建設部土木課 |
| ○東海市校長会 | ○愛知県東海警察署交通課 |
| ○東海市立小学校代表 | ○愛知県知多建設事務所道路整備課 |
| ○東海市総務部交通防犯課 | ○愛知県知多建設事務所維持管理課 |

3 取組方針

（1） 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【P D C Aサイクル】



(2) 合同点検

毎年、学校等から提出される危険箇所について、危険箇所の把握と対策を検討するため、事務局において点検、調査を実施します。

危険箇所の把握と対策の検討を効率的・効果的に行うため、必要に応じて通学路安全推進会において合同点検を実施します。

(3) 対策の検討、実施

点検、調査の結果を踏まえ、対策が必要と確認された箇所ごとの具体的な対策案を関係機関で検討し、通学路安全推進会で調整を行うことにより、効果的な対策実施に努めます。また、対策の実施にあたっては、円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

(4) 対策の確認及び効果の把握

点検、調査結果に基づく要対策箇所について、対策内容や進捗状況を通学路安全推進会で確認し、対策実施後の効果を把握するための手法を通学路安全推進会で検討、実施し、必要に応じて対策内容の改善・充実を図ります。また、「対策箇所図及び対策一覧表」を作成し、関係機関で認識を共有します。

4 箇所図及び対策一覧表の公表

点検結果や対策内容についての「対策箇所図及び対策一覧表」をホームページ等で公表します。